

平成21年11月4日

再処理施設に関する設計及び工事の方法の認可について

(独立行政法人日本原子力研究開発機構東海研究開発センター核燃料サイクル工学研究所)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第45条第1項の規定に基づき、独立行政法人日本原子力研究開発機構東海研究開発センター核燃料サイクル工学研究所再処理施設に関する設計及び工事の方法を認可しましたので、お知らせします。

1. 施設の名称及び所在地

独立行政法人日本原子力研究開発機構
東海研究開発センター核燃料サイクル工学研究所再処理施設
(茨城県那珂郡東海村)

2. 申請日

平成21年9月17日
平成21年10月14日(一部補正)

3. 認可日

平成21年10月30日

4. 認可の概要

分離精製工場のセル 換気系の排気ダクトのサポート類の更新他

セルとは、放射線を遮へいするため、また、放射性物質を限定した場所において取り扱うなどのために、コンクリートなどで作られた区画

(本発表資料のお問い合わせ先)

原子力安全・保安院核燃料サイクル規制課長 真先 正人
担当者：宮脇、山岸

電話：03-3501-1511(内線 4891~6)
03-3501-3512(直通)